

○三芳町文化会館条例

平成21年9月18日

条例第24号

三芳町文化会館条例（平成13年三芳町条例第23号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 町民の交流と文化芸術活動の向上に寄与することを目的として、三芳町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三芳町文化会館	三芳町大字藤久保1100番地1

（指定管理者による管理）

第3条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化会館の利用に関する業務
- (2) 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 文化会館の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 芸術文化に係る事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（休館日）

第5条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を設け

ることができる。

- (1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
- (2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

（利用時間）

第6条 文化会館の施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て、期間を定めこれを変更することができる。

（利用の許可）

第7条 文化会館の施設等を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 文化会館の管理上支障があると認めるとき。
- (2) 公共の秩序を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他文化会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る条件を付することができる。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、町又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) 許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他文化会館の維持管理上又は公益上特に必要があると認められるとき。

(遵守事項及び指示)

第9条 指定管理者は、規則で定める事項のほか、利用者の遵守事項を定めることができる。

2 指定管理者は、文化会館の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用料金)

第10条 文化会館の利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、文化会館の付属設備、器具等を利用する場合の利用料金は、規則で定める。

3 前2項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(1) 文化会館の施設等の維持管理上又は公益上特に必要があるために利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者が自己の責めに帰することができない理由で文化会館の施設等を利用することができなかつたとき。

(3) 規則で定める期間内に利用許可の取消しの承認を受けたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。第8条の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(町による管理運営)

第15条 指定管理者に代わって町が文化会館の管理を行う必要が生じた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条見出し	指定管理者による管理	管理
第3条	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	三芳町（以下「町」という。）が行う。
第4条	指定管理者は	町長は
	料金（以下「利用料金」という。）	使用料
第5条及び第6条	指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て	町長が必要と認めるときは
第7条	指定管理者	町長
第8条	指定管理者は	町長は
	町又は指定管理者	町
第9条第1項	指定管理者は、町長が	町長は、
第9条第2項	指定管理者	町長
第10条見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	利用料金	使用料
	額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。	額とする。
第10条第2項	利用料金	使用料
第11条（見出しを	利用料金	使用料

含む。)、附則第2 条及び別表第1		
別表第2	利用料金	使用料
	指定管理者が相当と認める利用については、町長の承認を得て	町長が相当と認める利用については

2 前項の場合において、第3条及び第10条第3項の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に改正前の文化会館条例の規定により利用の許可を受けている者の使用料については、改正後の条例の利用料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

第3条 文化会館の指定管理者の指定の手續に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に改正前の三芳町文化会館条例の規定により利用の許可を受けている者の利用料金については、改正後の三芳町文化会館条例の利用料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第23号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第29号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に改正前の三芳町文化会館条例の規定により利用の許可を受けている者の利用料金については、改正後の三芳町文化会館条例の利用料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

施設名		区分	利用料金			
			利用区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	舞台及び客席	土曜日、日曜日及び休日	12,570円	17,600円	20,110円	47,770円
		平日	11,310円	15,810円	18,010円	42,950円
	舞台のみ	土曜日、日曜日及び休日	5,230円	7,330円	8,380円	18,850円
		平日	4,710円	6,600円	7,540円	16,970円

ミニホール		1,150円	1,460円	1,460円	3,660円
楽屋1		310円	520円	520円	1,250円
楽屋2		310円	520円	520円	1,250円
楽屋3		520円	730円	730円	1,780円
会議室1		310円	410円	410円	1,130円
会議室2		310円	410円	410円	1,130円
音楽スタジオ		310円	410円	410円	1,130円
展示室コーナー		310円	410円	410円	1,130円

備考

- (1) 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- (2) 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合において、それぞれの間時間は、利用料金を徴収しない。
- (3) ホールを準備又は後片づけに利用する場合は、当該利用料金に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第2（第10条関係）

利用料金の増額

利用区分	適用
利用者の住所が町外の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又は法人の利用料金は、別表第1の利用料金（以下「基本利用料金」という。）の2倍を超えない範囲内で増額できる。ただし、ふじみ野市及び富士見市に住所、勤務先又は通学先を有する個人の利用料金は、当分の間、基本利用料金とする。 2 1の規定にかかわらず、指定管理者が相当と認める利用については、町長の承認を得て、

	基本利用料金とすることができる。
営利目的の場合	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="683 353 1367 533">1 利用者が物品の販売等専ら営利を目的として利用する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍を超えない範囲内で増額できる。 <li data-bbox="683 544 1367 779">2 利用者が興行等を目的として5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍を超えない範囲内で増額できる。 <li data-bbox="683 790 1367 963">3 1及び2の規定にかかわらず、指定管理者が相当と認める利用については、町長の承認を得て、基本利用料金とすることができる。